

(サ)広場又は緑地等

- ①周囲からの見通しが確保された配置を行うこと。
- ②人の行動を視認できる程度以上の照度を確保すること。
- ③塀、柵又は垣等を設置する場合は、周囲からの見通しを妨げないような措置をとること。

監視性を確保するため、明るさの確保や見通しの確保に努めることが重要となる。

(シ)その他

- ①配管、雨どい、塀、積雪等が窓等への侵入の足場とならないよう配慮すること。
- ②ゴミ置場を設置する場合は、周囲からの見通しを確保すること。

ゴミ置場は、周囲からの目が行き届くような場所に配置して、放火の被害にあいにくいようにすることが重要となる。

- ③建築中の住宅の足場や建築資材が、隣接住宅への侵入の足場とならないよう配慮すること。



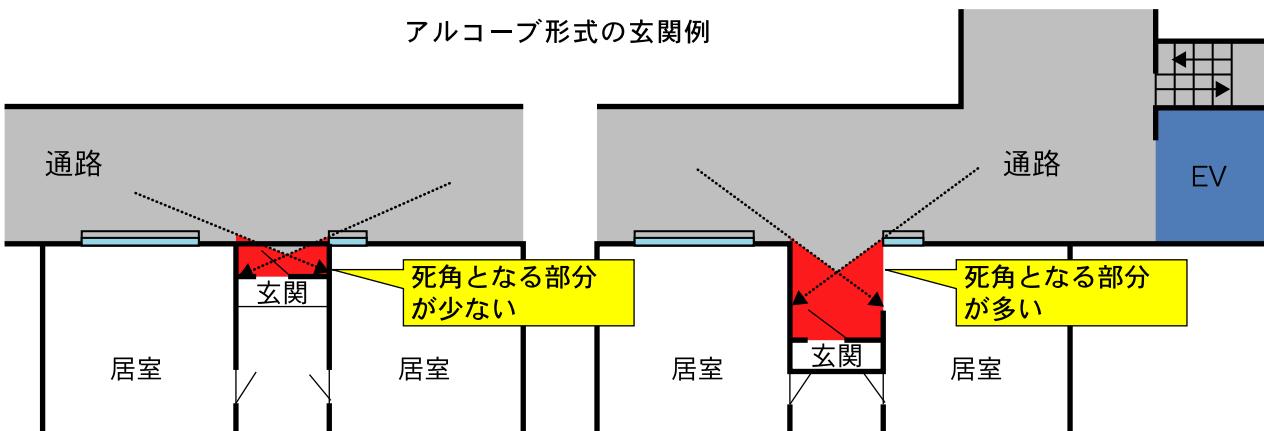
指定日以外にゴミを出すというマナー違反により、ゴミ置場が不審者（犯罪企図者）の隠れ場所となるほか、放火などの犯罪を誘発することになる。
「マナーを守ること」が必要不可欠である。

③ 専用部分

(ア)住戸の玄関

- ①周囲からの見通しが確保された配置を行うこと。
- ②破壊が困難な玄戸を設置し、こじ開け防止に有効な措置をとること。
- ③破壊、ピッキング等が困難な構造又は解錠を困難にする措置がとられた玄戸錠を使用すること。
- ④ドアスコープ、ドアチェーン、補助錠等を設置すること。

アルコープ形式の玄戸（玄戸前を窪ませてスペースを持たせる形式）とする場合は、出来る限り死角を少なくして、共用廊下からの視認性の確保に努めることが重要となる。



(イ)インターホン

- ①玄戸の外側との間の通話が可能なものとすること。
- ②管理人室が置かれている場合に、管理人室と通話が可能なものとすること。
- ③オートロックシステムが導入されている場合に共用玄戸扉の電気錠と連動し、共用玄戸外側との間の通話が可能なものとすること。
- ④非常時であることを管理人室等に知らせる非常押しボタンを設置すること。



住戸玄戸の外側との間で通話が可能なインターホン

(ウ)住戸の窓

- ①共用廊下に面する住戸の窓及び接地階に存する住戸の窓のうちバルコニー等に面していないものに面格子を設置する等、外部からの侵入防止に有効な措置をとること。



共用廊下に面した腰高窓の面格子

- ②バルコニー等に面する住戸の窓に錠付クレセント及び補助錠を設置する等外部からの侵入防止に有効な措置をとること。
- ③避難計画等に支障のない範囲内で破壊が困難な窓ガラスを設置すること。

ガラスを割って侵入する場合が多いので、合わせガラスなど割れにくいガラスを使用することが重要となる。

破壊が困難なガラスの種類と防犯性能

1. フロートガラス
一般的なガラスで、破壊行為に対して非常に低い。
2. 網入りガラス
基本的に防火目的であり、破壊行為に対しては、フロートガラスより若干強い程度。
3. 強化ガラス
鈍体による衝撃には強いが、鋭利物による衝撃には弱い。
4. 合わせガラス
2枚以上の板ガラスにフィルムを挟み加熱圧着したもので、破壊行為に対して非常に強い。



(エ)バルコニー

- ①縦どいは、これを利用した侵入の防止に有効な位置及び構造とすること。
- ②手すりは、プライバシーの確保及び転落防止に配意し、構造上支障のない範囲内で見通しを確保すること。